

広島県告示第九百十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成二十四年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十四年十一月二十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
ハウスジャパン株式会社

広島市安佐南区祇園一丁目八番一六号

代表取締役 山中 毅

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―一九）第三二八二五号

四 処分の内容

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者の代表取締役は、道路交通法違反により、広島地方裁判所において、懲役八月、執行猶予四年の判決を受け、平成二十二年一月二十九日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められる。